

消防車両の売却に係る一般競争入札

入札説明書

入札参加資格確認申請受付期間：令和6年2月26日（月）～

令和6年3月8日（金）

○持参：9時～12時、13時～17時（土日祝日除く）

入札日時：令和6年3月15日（金）午後2時

入札場所：須賀川地方広域消防本部 3階会議室

※ この入札に参加するには、事前の参加申し込みが必要です。

入札参加を希望される方は、この入札説明書をよく読み、内容を充分把握したうえでご参加ください。

須賀川地方広域消防組合消防本部警防課

〒962-0022 須賀川市丸田町 153

Tel 0248-76-3600

Fax 0248-76-3148

URL <https://www.sukagawa119.jp>

入札説明書（消防車両の売却）目次

- 1 一般競争入札（消防車両売却）等の手続きの流れ…………… 1 頁
- 2 入札説明書…………… 2 頁～ 6 頁
- 3 一般競争入札参加申込書（様式第 2 号）…………… 7 頁
- 4 身分証明書（様式第 3 号）…………… 8 頁
- 5 委任状（様式第 5 号）…………… 9 頁
- 6 車両売買契約書（案）…………… 10 頁～11 頁

【一般競争入札（消防車両売却）等の手続きの流れ】

入札の公告

【令和6年2月26日（月）】



入札説明書配布開始



配布場所

【令和6年2月26日（月）】

須賀川地方広域消防組合ホームページ上



入札参加資格確認申請受付



受付・公開場所

及び入札物件公開期間

【令和6年2月26日（月）】

消防本部警防課・須賀川消防署長沼分署
（須賀川市丸田町153）・（須賀川市榊衝字上南47）

～令和6年3月8日（金）】



入札



入札会場

【令和6年3月15日（金）】

午後2時00分

須賀川地方広域消防本部3階会議室
（須賀川市丸田町153）



契約締結

【令和6年3月29日（金）まで】



購入代金入金

【引き渡し時期まで（契約締結日から30日以内）】



車両の引渡し



引渡し場所

【購入代金完納後14日以内】

須賀川消防署長沼分署
（須賀川市榊衝字上南47）



引き取り車両の報告

【車両引渡後、以下の期間内に報告】

○解体処分する場合・・・車両引渡後、60日以内に報告

抹消登録の分かる書類及び解体処分報告書（任意様式）、解体状況が確認できる写真を提出

○解体しない場合（再利用）・・・車両引渡後、14日以内に報告

一時抹消登録の分かる書類、消防章・赤色警光灯・サイレンアンプ等の撤去、ボディー文字・マーク等の消去を確認できる写真を提出

入札説明書

須賀川地方広域消防組合の一般競争入札に参加しようとする者は、本入札説明書を熟読の上で入札に参加してください。

1 売却物件の概要

【物件1】小型動力ポンプ付水槽車

自動車登録番号	福島 88 や 4683
初年度登録年月	平成 10 年 11 月
自動車の種別/用途	普通/特種
自家用・事業用の別	自家用
車体の形状	消防車
車名/車台番号	三菱/FV501PY510002
型式/原動機の型式	KC-FV501PY 改/8M20
車両重量/車両総重量	11,660 kg/21,825 kg
車体の大きさ	長さ：984 cm 幅：249 cm 高さ：308 cm
排気量/燃料	20.08L/軽油
車検証有効期限	令和 6 年 11 月 29 日満了
ミッション/ハンドル	オートマチック/右ハンドル
走行距離	44,079 km
車両の状況	経年使用による汚れ、傷、色あせ等あり
リサイクル料金預託	預託済（11,910 円）
保管場所	須賀川消防署長沼分署

2 売却条件等

- (1) 売却代金は、入札書に記載した金額に消費税相当額とリサイクル預託金相当額が加算された金額となります。（リサイクル料金は預託済）
- (2) 車両は、保管場所から現状渡しとなります。
- (3) 車両の引き取り及び登録又は、解体処分・輸送等に係る費用については、すべて落札者の負担となります。
- (4) 車両引渡しは、付属品も合わせた引渡しとなりますので、入札物件の公開において確認してください。
- (5) 引渡し後の不備や故障等を発見しても組合は一切責任を負いません。

3 入札参加資格

参加することができる者は、すべての個人又は法人等としますが、次に掲げる事項に該当する場合は、入札に参加することができません。

- (1) 地方自治法施行令 167 条の 4 の規定に該当する者
- (2) 地方自治法第 238 条の 3 第 1 項の規定に該当する者
- (3) 市町村税等を滞納している者
- (4) 福島県暴力団排除条例施行規則第 4 条の規定に該当する者

- (5) 公共の秩序維持に支障をきたすおそれがあるなど、管理者が入札に参加することが適当でないと思えた者

4 入札参加資格の確認申請

- (1) 受付期間 令和6年2月26日(月)から令和6年3月8日(金)

※上記期間内に持参(土日祝日を除く8時30分から17時15分)

※上記期間内に入札参加資格申請書を提出しなかった者及び入札参加資格がないと思われた者は、一般競争入札に参加できません。

- (2) 受付場所 須賀川地方広域消防本部警防課

- (3) 提出書類

※次のア～オの提出書類は、すべての物件の共通書類としますので参加入札の物件数にかかわらず1部の提出で結構です。

ア 一般競争入札参加申込書(様式第2号)

イ 納税証明書(個人の場合は市町村税、法人の場合は市町村税及び消費税)

ウ 住所証明書(個人の場合は住民票、法人の場合は法人登記全部事項証明書とし、発行日から3か月以内のもの)

エ 印鑑証明書(発行日から3か月以内のもの)

オ 身分証明書(様式第3号、法人は不要)

- (4) 入札参加資格の確認及び申込結果の通知

入札参加資格の確認は、申込書の提出期日をもって行います。申し込みがあった場合は、関係書類を審査し、その結果を一般競争入札参加資格通知書により通知します。

5 入札物件の公開

次のとおり公開します。

- (1) 公開日時：令和6年2月26日(月)から令和6年3月8日(金)

- (2) 公開場所：須賀川消防署長沼分署(須賀川市榊衝字上南47)

上記物件の確認をしなくても入札に参加できますが、物件に関するすべての事項を了承されているものとみなします。ご覧になる場合は、事前に須賀川地方広域消防本部警防課(TEL0248-76-3600)へご連絡ください。

6 質疑応答

- (1) 質疑受付期限：令和6年3月6日(水)正午まで

質疑は、直接持参、郵送、FAX、メールのいずれかによること。

※ 質疑のない場合は、提出の必要はありません。

- (2) 質疑受付場所

須賀川地方広域消防本部警防課

- (3) 質疑回答

入札日前日までに参加希望者にFAX等で回答します。

7 一般競争入札の日時及び場所

- (1) 入札日時：令和6年3月15日(金)午後2時00分

(2) 入札場所：須賀川地方広域消防本部 3階会議室（須賀川市丸田町153）

※入札開始時間に遅れますと、入札に参加できませんのでご注意ください。

8 その他入札に関すること

(1) 入札に必要なもの

ア 入札参加資格通知書

組合から事前に送付された通知書です。入札当日に持参してください。

イ 入札書

※入札書については、参加する物件ごとの提出となります。

- ① 入札書は当組合指定のものを必ず使用してください。（様式第6号）
- ② 金額の記入は、算用数字（0、1、2、3・・・9）を使用してください。
- ③ 入札金額には、消費税相当額及びリサイクル預託金相当額は含みません。
※契約額は、落札者が入札書に記載した金額（入札金額）に、当該金額の10パーセントに相当する金額とリサイクル預託金相当額を加算した金額となります。
- ④ 入札書の内容の加除訂正はできませんので、記入に際しては、誤りのないよう十分ご注意ください。
- ⑤ 金額以外の記入箇所につきましては、訂正がある場合、訂正印をもって訂正を行ってください。

ウ 委任状

- ① 代理人の方が入札に参加される場合、事前に提出いただいた委任状に基づき、受任者（代理人）の方の記名・押印をしてください。
- ② 委任状は、組合指定のもの（様式第5号）を必ず使用してください。申請者（本人）及び代理人がそれぞれ記入し押印してください。

エ 印鑑

使用印鑑届に押印した印鑑、若しくはウ②の場合は委任状の受任者欄に押印された印鑑になりますのでご注意ください。

オ 入札保証金の領収証

入札保証金の納付を確認するために必要ですので、忘れずに持参してください。

カ 入札保証金返還請求書

キ 筆記用具

黒色のボールペン等容易に消すことができないもの。

(2) 入札の方法

- ア 入札は、指定の入札書を作成のうえ、入札会場へ持参し提出しなければなりません。
- イ 入札は、入札書を入札箱に投函してください。封筒に入れる必要はありません。
- ウ 入札回数は3回までとします。
- エ いったん提出した入札書は、その理由の如何に関わらず、引換え、変更又は取消しを行うことはできません。
- オ 開札は、入札締切後直ちに行います。

(3) 入札の無効

入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効となります。

(4) 入札保証金

- ア 入札にあたっては、須賀川地方広域消防組合契約規則第8条の規定により、入札しようとする金額の100分の5以上の額の入札保証金の納付が必要です。
- イ 入札参加資格を有すると確認された方には、組合から納入通知書を送付しますので、期日までに納めてください。
- ウ 入札保証金を納付すると、金融機関から領収印を押印した納入通知書兼領収書が返却されます。領収書は入札の際に必要となりますので、それまで大切に保管してください。
- エ 入札保証金は、入札保証金返還請求書を受理したのち入札者が指定する金融機関口座へ振り込みにより返還します。還付は入札終了後4週間程度かかりますので、あらかじめご了承ください。
- オ 還付する入札保証金には、利息は付しません。
- カ 納付者名義以外の方の口座への還付はできません。
- キ 落札者が、落札決定後の指定の期日までに契約を締結されない場合、落札は無効となり入札保証金は組合に帰属し還付できませんので、ご注意ください。

9 落札者の決定方法

入札に際しては、予定価格を設定しますので、入札の結果、予定価格以上で最高の価格をもって応札された方を落札者とします。

予定価格以上で同じ価格の応札者が2名以上あった場合は、直ちにくじ引きによって落札者を決定します。

10 契約の締結

落札者は、落札を決定した日から14日以内に組合が指定する売買契約書により契約を締結していただきます。

11 契約保証金

落札者は、契約の締結までに契約金額の100分の10の契約保証金を納入してください。その際入札保証金を契約保証金の一部に充当できます。納付の詳細は入札保証金の納付と同様です。

ただし、契約締結と同時に売買代金の残額を全て納付する場合は、これを免除します。

12 売買代金の納入

売買代金を、契約締結後にお渡しする納付書をもって、組合が指定する期日までに、指定する金融機関に現金で全額一括納入し、納付書の領収部分の写しを消防本部警防課まで提出してください。

13 落札物件の引渡し

- (1) 落札物件は、契約代金が納付されたことを組合が確認した後、組合が指定する期日までにお引き取り下さい。なお、当該車両の鍵はその際にお渡しします。
- (2) 落札物件は現状渡しで、引渡し後不備や故障等を発見したり、不測の事故等が発生しても、組合は一切の責任を負いません。なお、保管場所からの車両の搬出は、落札者の責任と負担

において行ってください。

(3) 落札物件の引き取りの際には、その予定日時を事前に消防本部警防課までご連絡ください。

14 引渡し後の手続き

(1) 車両を解体処分する場合

契約者は、その責任において契約物件の解体処分を行ってください。なお、抹消登録等の分かる書類及び解体処分報告書（任意様式）に、解体状況が確認できる写真を添付し、引渡しの日から60日以内に消防本部警防課に提出してください。

(2) 車両を再登録等（再利用）する場合

ア 契約者は、一時抹消登録等の手続きを行い、手続き完了を証する書類を物件引渡後14日以内に消防本部警防課に提出してください。

イ 契約者は、消防章・赤色警光灯・回転灯・サイレンアンプ等の撤去、ボディー文字・マーク等の消去を行い、確認できる書類を14日以内に消防本部警防課に提出してください。

15 その他

(1) 車両の運搬、再登録、解体処理、その他物件の引渡し等に係る一切の費用は落札者の負担とします。

(2) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第33条第1項に規定する譲渡証明書等は落札者の請求に基づき交付します。

(3) 緊急自動車届出に係る返納手続きは組合で対応します。

16 入札辞退

(1) 入札を辞退するときは、令和6年3月8日（金）午後5時までに、消防本部警防課まで「入札辞退届」を持参してください。

(2) 「入札辞退届」を提出されず落札、契約保証金の納入及び契約締結に至らないときは、既納の入札保証金は没収とします。

17 諸費用

必要に応じて契約書に貼付する収入印紙等、本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、落札者の負担となります。

